

令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成業務を受託する事業者を、公募型提案審査方式（以下「プロポーザル」）という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 委託業務名

令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成業務

(2) 業務目的

障害者手帳所持者数や障害福祉サービス利用者数が増加する一方、人口減少や少子高齢化、他分野（児童介護、医療等）との競合により障害福祉分野の人材不足が深刻化しているため、市内事業所を対象とした実態調査を行い効果的な事例を取りまとめて共有することで、障害福祉サービス事業所における人材確保・育成・定着を支援するもの。

(3) 業務内容

主な業務内容は、別紙「令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

受託者はプロポーザルでの企画提案内容をもとに、仙台市と協議を行い、業務内容を決定する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

(5) 提案上限額

金3,399,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、受託候補者決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも企画提案書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、法人又は法人以外の団体等であって次の（1）から（5）の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
- (2) 受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項又は第3条各項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 仙台市税（仙台市内に事業所を有しない事業者にあっては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

- (5) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

4. 質問受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年7月7日（月）17時まで（必着）
- (2) 受付方法
- ・ 本プロポーザルに関する質問を、「質問票（様式第1号）」へ記入の上、電子メールにより提出すること。電話、持参、口頭等による質問は受け付けない。
 - ・ 電子メールの件名の最初に「令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成業務への質問」と明記すること。
 - ・ 質問を提出した際には、必ず電話で障害企画課に受信の確認をすること。
 - ・ 質問票の内容に疑義が生じた場合は、本市より質問者へ電話等で問い合わせをする場合がある。
- (3) 提出先 「12. 問い合わせ及び提出先」参照。
- (4) 回答方法
- ・ 令和7年7月11日（金）までに、質問者に個別に回答するほか、仙台市ホームページに全質問とその回答を掲載する。

5. 参加表明書、及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和7年7月18日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
「参加表明書（様式第2号）」に必要事項を記入の上、参加表明者の概要が分かる資料（会社案内等）及び企画提案書と併せて、持参、郵送、宅配により提出すること。郵送や宅配等の場合は、書留郵便等配達記録の記録が確実に残る方法により提出すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- (3) 提出先
「12. 問い合わせ及び提出先」参照。
- (4) 提出書類
- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
 - ② 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部、副本7部）
 - (ア) 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。
 - (イ) 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。
 - (ウ) 別紙仕様書を踏まえ、下記事項を必ず含めること。
 - 本業務を受託するにあたり、近年の障害福祉分野の施策を踏まえて、障害福祉分野における求人状況や離職率の状況、人材確保・定着・育成の取組に対する認識について
 - 実施体制（組織図の添付など、本委託業務に携わる職員等の役割分担表を作成し固有名詞も含め具体的に記載）
 - 実施計画及び進行管理（契約から業務完了までの計画について、想定され

る手順や期間を記載)

- Webアンケート調査について、障害福祉人材対策（確保・育成・定着）の状況分析及び人材の需給予測を行う上で必要となる情報を収集するための提案
- アンケート調査結果の分析や考察方法
- 仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成するにあたってのコンセプト
- 本業務に類似・関連する業務に係る実績
- 本業務の目的達成のために有効と思われる独自提案

③ 概算見積書（様式は任意）8部（正本1部、副本7部）

- （ア） 正本にのみ事業者名を記載し押印すること。
- （イ） 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。
- （ウ） 本業務委託に要する全ての経費を積算すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

④ 参加表明者の概要が分かる書類（会社案内等） 1部

⑤ 委託業務実施体制が分かる書類（業務全体取組体制、類似業務実務経験等） 1部

⑥ 類似業務受注実績が分かる書類 1部

⑦ 仙台市税（又は、現在の主たる事業所所在市町村税）の滞納がないことの証明書 1部

(5) 提出に係る留意点

① 全般的な事項について

- ・ 作成及び提出等に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出及び再提出は認めない。ただし、本市が求めた場合のみ追加資料の提出を認める。
- ・ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ・ 企画提案書等に使用する言語は日本語とする。
- ・ 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部または一部を開示する場合がある。

② 企画提案書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）、原則両面印刷で作成すること。（A3判の折り込みは可とする）
- ・ フォントの指定はしないが、見やすさに配慮すること。なお、サイズは原則10ポイント以上で作成すること。（図表・注釈等で対応が困難なものを除く）
- ・ 白黒印刷・カラー印刷いずれでも可とする。
- ・ 企画提案書にはページ番号を付すること。
- ・ ページ数の上限は設定しないが、提案意図を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

③ 概算見積書について

- ・ 様式は任意とするが、規格はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、提案した内容で業務を行う前提で見積もり、積算根拠の具体的かつ詳細な内訳を示すこと。（消費税及び地方消費税を含む）

6. 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

- ① 審査は「令和7年度仙台市障害福祉人材確保・育成・定着に係る実態調査及び好事例集の作成業務受託候補者選定委員会」において、提出された企画提案書に基づき、下記(2)「審査基準」に沿って評価を行い採点し、各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ② プレゼンテーション
 - (ア) 開催日時：令和7年8月1日（金）
 - (イ) 場所：仙台市役所本庁舎もしくは分庁舎会議室
※詳細な時間と場所は参加表明書の提出者に後日連絡する。
 - (ウ) 内容・方法：提案者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員と質疑応答を行う。1団体につき内容説明の時間は10分以内、質疑応答時間は20分以内とする。ただし、応募多数の場合は各時間を短縮する場合がある。なお、出席は原則3名までとする。
 - (エ) ヒアリングは事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - (オ) プロジェクターやPC等の使用は不可とする。
- ③ 審査委員は、下記(2)「審査基準」に沿って企画提案書の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。
- ④ 総合点数が同じ提案者が複数いる場合、各委員の採点において下記(2)「審査基準」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。
 - ・ 第一優先項目 「⑤好事例集の作成」
 - ・ 第二優先項目 「②市内の障害福祉サービス事業所・施設等を対象としたWebアンケート調査」
 - ・ 第三優先項目 「③調査回答の集計・分析」及び「④分析結果に基づく考察」の合計

(2) 審査基準

- ① 業務理解（10点）
 - ・ 本業務の目的及び趣旨を正しく理解しているか。
 - ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等（介護給付、訓練等給付、障害児支援に係る給付、相談支援に係る給付）について全般的に正しく理解しているか。
- ② 市内の障害福祉サービス事業所・施設等を対象としたWebアンケート調査（20点）

- ・ 調査内容が市内の障害福祉サービス事業所・施設等における障害福祉人材対策（確保・育成・定着）の状況分析及び人材の需給予測を行う上で必要となる情報を十分に収集することが可能であると見込まれるものであるか。
 - ・ 調査設計上、サービス種別、障害領域別、職種別、保有資格別、性別、年代別、雇用形態別、経験年数別等の区分で集計分析が可能か。
 - ・ 先進的な取組みを行っている事業者への有効なヒアリングの実施につながる設計上の工夫ができるか。
 - ・ 事業者及び従業員が効率的かつ回答しやすくなるような設計上の工夫ができていますか。
 - ・ 回答率を高めるための工夫及び回答率が低い場合の対策が講じられているか
- ③ 調査回答の集計・分析（10点）
- ・ 業務の把握に向けた手順や業務分析作業の全体像が明確に示されているか。
 - ・ 上記の手順や業務分析作業の全体像が、障害福祉職場の特色や課題、効果のあった取組等を洗い出すために適切かつ効果的なものであり、かつ、それを行うための能力やノウハウを有しているか。
- ④ 分析結果に基づく考察（10点）
- ・ 考察に向けて、体系的に課題を整理することのできる調査スキームになっているか。
 - ・ 分析結果に基づき考察を行う知見やノウハウを有しているか。
 - ・ 分析結果を踏まえた課題抽出、背景や要因に関する考察及び課題に対する取組みが効果的だと言える理由の考察の方法が、工夫されているか。
- ⑤ 好事例集の作成（20点）
- ・ 人材確保・育成・定着に向けた取組ノウハウや取組事例として、事業者にも効果的に紹介し、事業者の関心が遡及できるよう、紹介方法や紹介内容の全体レイアウト等を検討する知見やノウハウを有しているか。
 - ・ 多様なサービス、障害領域、規模等の運営形態に対応した取組ノウハウ・取組例をカテゴリーに分けて紹介するよう工夫されているか。
- ⑥ 業務実施体制（10点）
- ・ 事業目的と照らし、十分かつ効果的な体制を組んでいるか。
 - ・ 委託者の求めに応じて迅速かつ適切に対応することができる連絡調整体制が整備されているか。
 - ・ 本業務委託に実際に従事する者に、障害福祉人材の状況調査分析能力及び考察能力を有する者を配置しているか。
 - ・ 国、地方公共団体等から、障害福祉人材状況調査に相当する事業の受託又は補助実績を有しているか。
 - ・ 国、地方公共団体等から、障害福祉に関する事業の受託又は補助実績を有しているか。
- ⑦ 実施計画及び進行管理（10点）
- ・ 本委託業務を履行期限内に実施するための実施計画に妥当性及び実現性があるか。

- ・ 実施計画を着実に進行管理するための体制及び手法が適切であるか。
- ⑧ 事業費の見積り（10点）
 - ・ $(\text{全提案書中最も低い額の応募価格}) \div (\text{当該応募価格}) \times 10$

7. 審査結果

- (1) 審査結果は全ての提案者に対して電子メールで通知するとともに、後日書面にて通知する。
- (2) 通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）に、非選定理由についての説明を求められることができる。
- (3) 非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。
- (4) 審査結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

8. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、提案者から除外し、提出された企画提案書は無効とする。無効となった場合は、当該提案者に対して通知する。

- (1) 提出期限までに提出書類が届かなかった場合
- (2) 提案者が応募資格要件を満たさない者または受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者
- (3) 他の提案者と企画提案内容等について相談を行う等、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者
- (4) 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合

9. 契約に関する事項

(1) 受託者の決定

委託契約は、「6. 受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

- (2) 契約時における仕様書は、別紙の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

10. 委託料の支払い

完了払とする。（業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。）

11. スケジュール

質問票受付期限	令和7年7月7日（月）17時（必着）
質問に対する回答	令和7年7月11日（金）
参加表明書、企画提案書の提出期限	令和7年7月18日（金）17時（必着）

プレゼンテーション・提案審査	令和7年8月1日（金）
受託候補者決定、通知の送付	令和7年8月上旬
契約内容調整、契約締結、業務履行開始	令和7年8月中旬

12. 問い合わせ及び提出先

仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画係
所在地：980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
電話：022-214-8163
FAX:022-223-3573
電子メールアドレス：fuk005330@city.sendai.jp